



*International Institute of  
Business Analysis*

日本支部  
-  
支部規約

2021年3月24日

# 目次

規約 1 – 名称・活動領域.....	3
規約 2 – 目標.....	3
規約 3 – 組織構成.....	4
規約 4 – 会員資格.....	4
規約 5 – 支部カレンダー.....	5
規約 6 – 役員.....	6
規約 7 – 理事会の責務.....	7
規約 8 – 選挙.....	8
規約 9 – 部会.....	9
規約 10 – 財務.....	9
規約 11 – 規約の承認・改訂.....	9
規約 12 – 解散.....	10

## 規約 1 – 名称・活動領域

セクション 1. 本組織を IIBA 日本支部（以降、本支部と称する）と呼ぶ。本組織は International Institute of Business Analysis（以降、IIBA®と称す）により認可された支部であると共に、独立した組織でもある。本支部規約は、支部の運営を律する総則である。

セクション 2. 本支部の中心となるオフィスは東京に設置する。

セクション 3. 本支部は正式に選ばれた IIBA の理事会(Board of Directors)に対して責任を負い、IIBA のあらゆる方針、手続、規則、および指示に従うものとする。

セクション 4. 本支部は、本支部が活動する地域または登記する地域におけるあらゆる法的要求事項を満たさなければならない。

セクション 5. 本支部規約は、IIBA の最新の規約およびあらゆる方針、手続、規則、または IIBA 理事会が確立し承認した指示または IIBA の支部憲章に抵触してはならない。

セクション 6. 本支部と IIBA との間に締結された憲章の条項は、すべての制約事項および禁止事項を含めて、規約およびその取り決めにしたがって許可されたその他の権限に優先するものである。

## 規約 2 – 目標

セクション 1. 本支部の目的は、ビジネスアナリシスの実践を促進し、ビジネスアナリストの職務に関する認知度を向上させ、地域において IIBA の代理として務めることである。

セクション 2. 本支部の目標は、以下のとおりである。

- 認知された専門職としてのビジネスアナリストの役割を発展させる
- 会員が産業界・政界のリーダーに加えて、経験豊富な BA の実務家とのネットワークを持ち、それらの人たちから知識を得るための機会を作る支援を行う。
- 専門的知識を共有し、専門的な意見を表明し、産業界における名声を確立するためのフォーラムに加えて、公式の”ナレッジベース”に会員がアクセスする場を提供する。
- ビジネスアナリシスのベストプラクティスについて学ぶ道を提供する。

- 支部を維持するために、支部レベルでの十分なレベルの経済的保証、持続可能性、および自立性を獲得し、維持する。
- ビジネスアナリシスおよび IIBA の価値を示すことのできるマーケティングプログラム／啓蒙プログラムを作り出すことにより、地域市場において IIBA に対する協力的な支援を行う。
- IIBA 支部会員の認知度および便益を向上させるために、産業界および提携先パートナーとの連携をはかる。

### 規約 3 – 組織構成

セクション 1. 本支部は選挙により選出された代表理事および理事会により構成され、立候補者が官公庁への採用や、民間企業の昇進や昇給を求める手段として利用されることのないようにしなければならない。

### 規約 4 – 会員資格

セクション 1. 本組織は自由意思に基づいて会員になることができ、本組織の目的を推進することに興味がある者であれば、誰に対しても門戸を開かなければならない。人種、信条、肌の色、年齢、性別、結婚歴、出身国、宗教、身体・精神障害の有無に拘わらず、すべての人に対して会員資格は開かれたものとしなければならない。

セクション 2. 本支部では、独自の会員カテゴリーを設けてはならない。

セクション 3. ”優良支部会員” は支部選挙において投票することができ、かつ会員としての地位を維持できる。優良会員とは、IIBA 会費を支払い、かつ会員資格について本支部または IIBA による審問状態にはなく、そして IIBA ポータルサイトの Profile で日本支部を選択している会員のことを意味する。

セクション 4: 会員は IIBA 規約、本支部規約、およびそれらに基づいて合法的に作成されたすべての方針、手続、規則、指示による統制を受け、それらに従わなければならない。

セクション 5: すべての会員は、IIBA の会費を IIBA に支払わなければならない。退会時に会費の払い戻しは行わない。

セクション 6: すべての会員は、どの支部のイベントにも IIBA 会員価格で参加できる利点を持つ。

セクション 7: 本支部の会員資格は、会員による退会願、会費滞納または本部規約により定義された正当な理由による除名のいずれかにより失効する。この規則は一般会員だけではなく、支部の役員に対しても適用される。

セクション 8: 本支部の理事会は正当な理由に基づき、支部会員の除名を行う権利を行使できる。該当の会員は、本支部の理事会に対してその決定に対する異議を申し立てるか、あるいは本部のグローバル支部評議会に異議を上げることができる。除名の有効日は本支部理事会によって決定され、除名会員に正式に通達される。

セクション 9: 除名された会員は、本支部の会員資格を失うだけではなく、年会費の差額返還も含めて支部会員としてのあらゆる権利を剥奪される。

セクション 10: IIBA から本支部へ提供された会員のデータベースや一覧は、商業目的での使用を禁止し、IIBA の方針と矛盾しないように本支部の運営に直接関係する非営利目的にのみ利用することができる。

## 規約 5 – 支部カレンダー

セクション 1: 本支部は最低限として次のイベントスケジュールを遵守する。

イベント	開催頻度
会議	必要に応じて
年次総会 (AGM)	年次
支部理事会	必要に応じて
部会	必要に応じて

セクション 2: 開催通知

会議体	主催者	通知期間	最低出席者数	通知方法
年次総会	代表理事	最低 30 日	会員の 10%	E メール
理事会	代表理事	30 日	理事の 50%	E メール
メンバーシップ	理事	最低 30 日	会員の 10%	E メール
部会	部会長	随時	必要に応じて	E メール

セクション 3: 支部カレンダーの変更や見直しについては、代表理事に提出し、次回の理事会で協議しなければならない。

セクション 4: 本支部の代表理事は、部会を除くすべての会議の議長を務める。議決は、挙手、投票用紙への記入、または会員による投票のいずれかの手段によって行われる。必要に応じて代理投票を行うことも可能である。決議および承認は多数決に基づき行われる。

## 規約 6 – 役員

セクション 1: 本支部は理事会が統括する。下記の職務を含めて、選挙で 15 名以下の役員を選出する。

代表理事  
総務担当理事  
財務担当理事  
コミュニケーションおよびマーケティング担当理事  
教育担当理事  
監事

役員は IIBA の優良会員でなければならない。役員は年次総会に出席した会員による多数決により選出される。役員の任期は 2 年間である。

支部会員が増加するにつれ、理事の職務および責任が増えることになる。本支部がさらに必要と考える職務を支えるために、部会を形成することができる。

選挙で選出され次第、選出された者はただちに理事会のメンバーとなり、引き継ぎのために現役員の代理として活動する。任期が開始するまでは、役員代理には投票権は与えられない。

役員は年次総会によって選出される。

セクション 2: 代表理事は本支部および理事会の最高責任者であり、理事会の承認に基づく必要な取り決めを行うことを含め、司会を務めるなどの最高責任者としての通常の職務を遂行する。

セクション 3: 総務担当理事は本支部の活動におけるすべての会議および理事会の記録を保持しなければならない。総務担当理事はまた、部会を除くすべての会員および IIBA との公式な連絡に対する責任を有する。

セクション 4: 財務担当理事は、正式に認められた本支部の目的のために資金を管理することに責任を有する。財務担当理事は理事会に対して責任を持ち、毎年会計監査のために会計帳簿を提出する。

セクション 5: コミュニケーションおよびマーケティング担当理事は適切な手段を用いて支部会員とのタイムリーな情報交換を行うこと、および内外の広報活動を通じて支部および IIBA の宣伝を行うことに責任を有する。さらに支部のウェブサイトの維持、およびスケジュールされた支部の個々の会議に対してビジネスアナリシスに関連したプログラムの開発・提供を行うことに責任を有する。これらのプログラムの内容は、本支部の目的にかない、支部理事会の承認をえたものとすべきである。

セクション 6: 教育担当理事は、本組織を通じてビジネスアナリシスのプロフェッショナルリズムを促進すること、および教育を目的とする出版・セミナーおよび最新情報を提供すること（ビジネスアナリシスの職務を遂行するうえでビジネスアナリストを支援するために BABOK の変更点に関する情報を提供することを含めて）に責任を有する。支部が開発したトレーニングの提供は禁止されているが、IIBA 公式教育プロバイダー(EEP)が提供するトレーニングセッションを主催することは可能である。

セクション 7: 監事は、本支部規約の遵守状況についての内部監査と会計監査を実施する。

## 規約 7 – 理事会の責務

セクション 1: 本支部は、理事会によって運営されなければならない。理事会は本支部の目的および目標を達成することに責任を持たなければならない。

セクション 2: 理事会は会員により選出された本支部の役員で構成される。すべての役員は、IIBA の優良会員でなければならない。

セクション 3: 理事会は本支部のすべての権限を行使する。ただし、本支部規約、IIBA 規約・方針、および組織が活動し、登録されている地域を管轄している法律で禁止されている事項は除く。理事会にはそのような方針・手続・規則・を採用し、公表する権限、およびあらゆる支部活動の遂行、予算執行に関する権限が与えられていなければならない。

セクション 4: 理事会は代表理事の招集、または理事会メンバーのうち 3 人から書面による依頼が総務担当理事に提示されることによって開催される。定足数は理事会のすべての時間帯に理事の 2 分の 1 以上が出席することとする。各理事には 1 票の投票権が与えられる。理事は自らの判断で電話会議、ファクシミリ、またはその他の法的に許可される手段により理事としての活動を遂行してもよい。会議は理事会により決定された手続にしたがって運営しなければならない。

セクション 5: 役員が IIBA の優良会員の資格を停止されたとき、または理事会を 3 回連続して欠席した場合、理事会は当該役員を解任することができる。役員は書面による通知を代表理事に提出することにより、辞任することもできる。当該通知に辞任日が指定されているか、理事会により解任日が決定されている場合を除き、理事会が書面による通知を受領した時点で役員の資格を失う。

セクション 6: 組織の業務に関連する正当な理由により公式な会議における出席者の直接投票により 3 分の 2 の投票があるか、または理事の 3 分の 2 の投票があれば、役員を解任することができる。

セクション 7: 役員のポジションに空きが出たら、残りの任期における当該ポジションを埋めるために、理事会は後任者を指名することができる。任期が半分以上残っている場合は、理事会は任期のバランスをとるために臨時選挙を行うことができる。

代表理事が任期をまっとうできない、または任期をまっとうすることを望まないような事態が生じた場合は、残りの理事により暫定的な代表理事を指名する。暫定理事の設置は、当該任期の残りの期間に限って有効である

セクション 8: 定足数を満たす会員を集めたときに、理事会は以下の権限を持つ。

- 支部規約の改定を提案する
- 目標を改訂する
- 支部としての契約上の合意を行う
- 支部規約または IIBA 規約への違反により会員を退会処分とする

セクション 9: 理事会の行動に不服があれば、会員の 60% の請願書を代表理事に提出することにより、臨時会議または次の定例会議で審議を行う。

## 規約 8 – 選挙

セクション 1: 選挙管理部会は各理事の立候補者名簿を準備し、各候補者の適性や立候補の意思を判断しなければならない。理事への立候補者は、選挙管理部会が定めた申請手続によって立候補者として認められる。選挙は年次総会、または優良会員資格を有するすべての会員による投票のいずれかによって、実施される。

役職ごとに多数票を得た候補者が選出される。投票数は選挙管理部会または理事会により指名された系の者がカウントする。

セクション 2: 選挙管理部会のメンバーが立候補することはできない。



## 規約 9 – 部会

セクション 1: 理事会は本組織の目標を促進するために部会を設置する権限を有する。理事会は各部会の目的、権限、および成果を定義した憲章を確立しなければならない。部会は理事会に対して責任を持つ。

セクション 2: 代表理事は理事会の承認の下に各部会の部会長を指名しなければならない。

## 規約 10 – 財務

セクション 1: 本支部の会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。会員は自身の IIBA の会員資格を更新する責任を有する。

セクション 2: 理事会は財務管理のための方針や手続を定め、適切な政府当局に対して税務申告を行わなければならない。

セクション 3: 会費の請求、集金、及び支払いは IIBA が行う。

セクション 4: 記録および会計実務の監査は、毎年行う。

## 規約 11 – 規約の承認・改訂

セクション 1: 本規約は、正式に招集された定期開催の年次支部総会において優良会員でありかつ投票権を有する出席会員の 3 分の 2 の投票が得られた場合、または郵送による投票において会員が投票用紙を受け取ったと推測される日から 45 日以内に返送された投票権を有する優良会員の投票のうち 3 分の 2 の投票が得られた場合に改正することができる。変更案は、少なくとも会議または投票日の 15 日前に書面によって会員に通知しなければならない。

セクション 2: 規約の改定案は理事会による自発的に提案するか、または投票権のある優良会員のうち 10% の会員が理事会に対して請求することによってなされる。規約の改定案は勧告の有無に拘わらず、理事会によって公開されなければならない。

セクション 3: 規約の改定は、IIBA の支部憲章に加えて、IIBA 理事会によって確立された IIBA 規約、方針、手続、規則および指示にしたがったものでなければならない。

## 規約 12 – 解散

セクション 1: 支部が解散した場合は、その理由にかかわらず、適用される法的要求事項にしたがい正当で合理的な債務の支払いを行った後で、投票権のある会員によって指定された慈善団体に支部の資産を分配しなければならない。

IIBA の指示に基づく場合、会員の投票によって決定される場合、または支部を維持するために十分な人数の会員が不足している場合などに、支部の解散が行われることがある。会員の投票によって解散が決定される場合には、解散決議のための特別投票がなされ、その会議に出席した優良会員の 60% 以上の承認をえなければならない。

